経・貸　貸付

貸付申込書

市町村費支弁の職員（千葉市及び市立高校を除く）は教育委員会または市町村の公印

職員コード（組合員番号）	
貸付番号	※

申込金額	区　分	金　額	償還回数	一回の償還額
000000円	毎月償還	000000円		円
毎月償還のみ……[0] ボーナス併用償還…[1]	ボーナス償還	000000円	0	円

対象者氏名（続柄）	（　　）	申込事由	
入学又は在学する学校名（教育貸付けのみ記入）		支払(予定)日	

給料関係欄				
給料の月額	円	受取金融機関		
給料の月額の3/10に相当する額	（1円未満切り捨て）円	銀行コード	支店コード	
給料の月額の6/10に相当する額	（1円未満切り捨て）円	口座番号		
給与支給機関	給与支給機関コード	団体信用生命保険（教育貸付けの場合のみ選択）		
		貸付区分		

公立学校共済組合貸付規程に基づき、一般貸付保険の適用を受け、上記金額を借り受けたいので、申し込みます。

公立学校共済組合千葉支部長　様

申込人				
所属所名	TEL　－　－	所属所コード		
申込人現住所 〒	TEL　－　－			㊞
組合員資格取得年月日				
職　名	該当するものを選択する	フリガナ		生年月日
		氏名（自署）	㊞（シャチハタ不可）	（満　　歳）

上記の記載は、事実に相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日　　所属所名

所属所長名　　公印

※1	※2	※3	※4	※支部受付		所属事務担当者確認欄
				受付年月日	受付者	

注意　(1)※の欄は支部等で使用するため記入しないこと。

(2)給料月額の欄は、申込みのときにおける給料（調整額及び教職調整額を含む。）を記入すること。

(3)申込人は自書すること。

(4)訂正する場合は、二重線で消し、その上に訂正印（申込印と同一の印鑑）を押印してください。

経・貸　貸付

所属所コード	
職員コード （組合員番号）	

貸付決定番号　第　　号　　証書番号　番号第　　号

一般・特別・住宅・住宅災害
介護（住宅）・介護（住災）・教育
災害・医療・結婚・葬祭
特例住災・介護（特例住災）
特定住災・介護（特定住災）（○で囲む）

貸付借用証書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

1　貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
2　貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記１の利率に加算します。
3　借受人が組員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還元金があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）又は借受人に対する退職手当（これに相当する手当等を含む。以下同じ。）が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額（組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額）を、当該給付金（当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。）及び退職手当から控除します。
4　この貸付について公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
5　この貸付について訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

㊞

※令和　　年　　月　　日

公立学校共済組合千葉支部長　殿

借受人	所属所名	（TEL）	
	現住所	〒 （TEL）	
	職名	フリガナ	
		氏名	㊞

注意　（１）※印の欄は、記入しないこと。
（２）申込人は、自書すること。（ゴム印不可）
（３）印鑑は、貸付申込書に押印されているものと同じものを使用すること。

様式第15号の(1)

貸付金振込依頼書

経・貸　貸付

※貸付番号					

貸付種別	貸付け

所属所名	氏　名
所属所コード	職員コード(組合員番号)

氏　名 (カタカナ)

受取金融機関	名称						
	コード						

申込人名義の 普通預金 口座番号						

1. 申込人名義の普通預金通帳のフリガナ氏名が表記されている
 ページのコピーを、枠線に合わせてカットし、貼り付けのこと。

2. この口座に貸付金を振込むので、銀行名、支店名、
 口座番号等を十分に確認すること。

経・貸　貸付

本同意書は、署名のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付申込を受付することができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

貴共済組合への貸付の申込にあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

貸 付 種 別	貸付
貸付申込金額	円
貸付申込年月日	年　月　日

公立学校共済組合千葉支部長　様
年　月　日

同意者

借受人	所属所名	TEL:　－　－	
	現住所	〒 TEL:　－　－	
	職名	フリガナ	
		氏名	（自署）

※必ず本人が署名してください。

＜貸付事業における個人情報の取扱いについて＞

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付を受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

○貸付の審査･決定
○貸付金の償還管理
○当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
○当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
○2に掲げる業務の実施
○その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1)貸付金の送金関連
提供時期
当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき
提供先
金融機関
提供先における個人情報の利用目的
貸付金を借受人の口座に送金するため
提供される個人情報の内容
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報
(氏名、振込先金融機関、貸付金額等)
提供の手段又は方法
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2)貸付金の償還関連
提供時期
当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき
提供先
組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等
提供先における個人情報の利用目的
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため
提供される個人情報の内容
「貸付原票(貸付金償還金内訳書)」又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報(氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等)
提供の手段又は方法
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3)貸付保険関連
提供時期
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行が発生する可能性が極めて高い場合(高額医療貸付け及び出産貸付けを除く)
提供先
損害保険ジャパン株式会社(共同取扱会社を含む。)
提供先における個人情報の利用目的
貸付保険契約の引受け･継続･維持管理、保険金･給付金等の支払い、その他保険契約に関連･付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
提供される個人情報の内容
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報
(住所、氏名、性別、生年月日等)
提供の手段又は方法
帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報(保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報)を含みます。
※再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。
※共同取扱いについて
この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。
※損害保険ジャパン株式会社(幹事会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページをご参照ください。
【https://www.sompo-japan.co.jp】

裏面に続く

(4)団体信用生命保険関連
提供時期
○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時
(団体信用生命保険に加入する場合に限る)
○保険金請求時又は事前照会時
○その他生命保険会社が必要と認める時期
提供先
明治安田生命保険相互会社(共同取扱会社を含む。)
提供先における個人情報の利用目的
団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
提供される個人情報の内容
○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」」に記載された個人情報(住所、氏名、性別、生年月日等)
○保険金請求時または事前照会時に提出する資料に記載の個人情報(診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報)
○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報
提供の手段又は方法
電磁的記録媒体又は帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報(保険金請求時又は事前照会時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報)を含みます。
※再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。
※共同取扱いについて
この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。
※明治安田生命保険相互会社(幹事会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページをご参照ください。
【https://www.meijiyasuda.co.jp】

(5)債務返済支援保険関連
提供時期
○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時
(団体信用生命保険に加入する場合に限る)
○その他損害保険会社が必要と認める時期
提供先
明治安田損害保険株式会社(共同取扱会社を含む。)
提供先における個人情報の利用目的
債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
提供される個人情報の内容
○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」」に記載された個人情報(住所、氏名、性別、生年月日等)
○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報
提供の手段又は方法
電磁的記録媒体又は帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報(保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報)を含みます。
※再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部をほかの保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。
※共同取扱いについて
この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。
※明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページをご参照ください。
【https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp】

3 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ【https://www.kouritu.or.jp】をご覧ください。

申　　告　　書

経・貸　貸付

私は今回の貸付申込にあたり、公立学校共済組合貸付規程及び公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則を確認し、公立学校共済組合の貸付申込資格があることを申告いたします。
また、その審査資料として記入いたしました裏面の借入状況等については事実に相違ありません。
万が一、この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

公立学校共済組合貸付規程
（貸付けを行うことができない者）
第6条　（略）
（2）償還を受けることが困難であると認められる者として規則で定める者

公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則
（規程第6条第2号の規則で定める者）
第6条　規程第6条第2号の規則で定める者は、次のとおりとする。
（1）現に給与の差押えを受けている者
（2）懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
（3）貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）
（4）破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある者又は破産手続開始決定後10年を経過していない者
（5）民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者又は再生計画認可決定後10年を経過していない者
（6）第16条第1項第3号に該当する者
（7）前各号に掲げるほか、支部長が債務不履行に至るおそれがあると認めた者
※上記7号の例には、債務整理について弁護士等に相談している場合などがあります。

公立学校共済組合千葉支部長　様

年　月　日

申込人	所属所名	TEL:　－　－	
	職　名	フリガナ	
		氏　名	（自署）

※必ず本人が署名してください。

下記の該当する質問事項に　はい・いいえ　でお答えください。
ひとつでも「いいえ」がある組合員は、貸付を受けることが出来ません。

【一般貸付けを申込む方**のみ**回答】
①前回、一般貸付けの貸付けを受けたのはいつですか？
今回の申込は、その貸付日から2年以上経過していますか。
（新規の方・完済している方は「はい」を選択してください。

【住宅貸付け以外を申込む方が回答】
②共済の未償還元金（住宅を除く）が700万円未満ですか？
貸付前はどうですか？
貸付後はどうですか？

【貸付けを申し込む方全員が回答】
③全ての借入金（共済、互助会、銀行、カードローン他全ての借入金）の
年間償還額（裏面のI）が申込人の給料の月額の4.8倍（裏面のJ）の範囲内ですか？

※**裏面の借入状況申告事項**を記入してください。

所属所名　　氏名

借入状況申告事項

経・貸　貸付

(1)現在の借入分　　A～H欄は該当がない場合も必ず「0」と記入してください。

①共済・互助会の状況

借入種別（借入日※互助会のみ）		借入額	毎月償還 一回の償還額	毎月償還 年間償還額（一回の償還額×12）	ボーナス償還 一回の償還額	ボーナス償還 年間償還額（一回の償還額×2）
共済						
共済						
共済						
共済						
互助会	（　　）					
互助会	（　　）					
合　計				A		B

②銀行等の状況

借　入　先（借入日）	借入額	毎月償還 一回の償還額	毎月償還 年間償還額(注1)（一回の償還額×12）	ボーナス償還 一回の償還額	ボーナス償還 年間償還額(注1)（一回の償還額×2）
（　　）					
（　　）					
（　　）					
合　計			C		D

(2)新たな借入分

①共済・互助会の状況

借入種別（借入日※互助会のみ）		借入額	毎月償還 一回の償還額	毎月償還 年間償還額（一回の償還額×12）	ボーナス償還 一回の償還額	ボーナス償還 年間償還額（一回の償還額×2）
共済	貸付け	円				
共済						
互助会	（　　）					
互助会	（　　）					
合　計				E		F

②銀行等の状況

借　入　先（借入日）	借入額	毎月償還 一回の償還額	毎月償還 年間償還額(注2)（一回の償還額×12）	ボーナス償還 一回の償還額	ボーナス償還 年間償還額(注2)（一回の償還額×2）
（　　）					
（　　）					
合　計			G		H

(3)借入後の年間償還額（Ｉ）

Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ ＝　　**Ｉ　　円**

(4)年間償還額の限度額（Ｊ）

組合員の給料の月額　　円 × 4.8 ＝　　**Ｊ　　円**　(1円未満は切り捨て)

申 告 書 記 入 上 の 注 意 点　経・貸　貸付

現在の借入分の記入方法

現在償還中の**全ての借入について記入**してください。

①共済・互助会の状況

- **借換えで今回のお申込分は、(2)新たな借入分の欄に記入してください。**(1)①には記入しないでください。
- 一回の償還額は、貸付時または利率改定時にお渡しした償還表を確認して記入してください。
- 千葉支部では個人情報保護の観点から、電話等による残高照会等は受けておりません。償還表を紛失した場合は、再交付申請が必要となりますのでお問い合わせください。
- 償還猶予中(申出提出済みの方も含む)の方は、実際には返済はされていませんが、猶予されている1回あたりの償還額を記入してください。
- 償還猶予金の倍返中の場合は、倍返しの部分を含めないで記入してください。
- 途中で償還が終了する場合でも、表記載の計算式(×12、×2)に従って計算してください。

②銀行等の状況

- 借入先は次の機関とします。

銀行、保険会社、信販会社、消費者金融、住宅金融支援機構、農協、漁協、信用金庫、労働金庫、
農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫連合会、信用共同組合、都市再生機構、雇用・能力開発機構、
沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、個人そのほか借入を受けている一切の団体

- クレジットカードの一括払いによる支払いは除きます。

(注1)欄

償還方法が共済と同一である場合(毎月償還12回、ボーナス償還2回)は、表に従って計算してください。
ただし、次の場合は、表に記載されている計算式は使用せず、実際に支払う予定の年間償還額を記入してください。

○年間の償還回数が共済組合と異なる場合(例:年間償還回数が24回払い等)
○金利変動により償還月額の変動が見込まれる場合(例:1年以内に金利変動が確実で償還額が分かる場合)
○1年以内に償還が終わる場合。

新たな借入分の記入方法

①共済・互助会の状況

- **今回お申込の共済と互助会の貸付分を記入してください。(借換えでお申込みの場合は、こちらに記入してください。)**

②銀行等の状況

- 借入先の対象は、上記②のとおりとします。
- 現在、まだ借入はしていないが、共済の貸付申込日から1年以内に借入予定があるものは全て記入してください。
 特に、住宅貸付けを申込の方で、共済以外の借入予定があれば、必ず記入してください。

(注2)欄

銀行等の借入(予定日)から1年間に返済する予定額を記入してください。令和2年4月に借入をした場合、
令和2年4月から令和3年3月末までに返済する予定額を記入してください。

欄が足りない場合は、線を加えたり、余白欄に記入するなどして対応をお願いいたします。

経・貸　貸付

（氏名）

一般貸付け（自動車購入）に係る確認事項（ご記入をお願いします。）

一般貸付けで**自動車購入**の申込の場合は、
この用紙の色付きのセルに記入し提出してください。

・注　文　日　　・納車予定日

・支払予定日

・注文者はご本人ですか？
・使用者名義人はご本人ですか？
・所有者名義人はご本人ですか？
・支払は現金、振込によりますか?
・支払済（申込金等）はありますか？
・残金がある場合、自己資金による支払ですか？

※　一般貸付けの場合は、2年間借換ができません。⇒　申込者本人の確認日

（氏名）

一般貸付け（自動車購入以外）に係る確認事項（ご記入をお願いします。）

一般貸付けで**自動車購入以外**の申込の場合は、
この用紙の色付きのセルに記入し提出してください。

下記事項を確認のうえ、**確認日・氏名**をご記入いただき、提出ください。

記

一般貸付けの場合は、2年間借換ができません。 ⇒　申込者本人の確認日

所属所コード・給与支給機関コード（※貸付システム専用）

経・貸　貸付

令和５年８月現在

所属所名	所属所コード	給与支給機関コード
県費の各所属所	（略）	001
※県費外の各所属所		
習志野市立習志野高等学校	43990	650
千葉市立千葉高等学校	43991	651
船橋市立船橋高等学校	43992	652
銚子市立銚子高等学校	43993	653
松戸市立松戸高等学校	43994	654
柏市立柏高等学校	43996	656
千葉市立稲毛高等学校	43997	657
公立学校共済組合千葉支部	80000	500
公立学校共済組合千葉宿泊所	80010	501
千葉県教職員組合	80030	502
千葉県高等学校教職員組合	80040	503
(一財)千葉県公立学校教職員互助会	80050	504
独立行政法人　日本学生支援機構	80060	505
(公財)千葉県学校給食会	80070	506
独立行政法人　日本スポーツ振興センター	80080	507
(一財)千葉県教育会館維持財団	80090	508
千葉県学校生活協同組合	80100	509
国立研究開発法人　科学技術振興機構	80190	518
(公財)千葉県教育振興財団	80260	525
教職員共済生活協同組合千葉県支部	80270	526
(公財)日本教育公務員弘済会	80280	527
全国都道府県教育委員会連合会	80300	528
放送大学学園	80320	530
国立教育政策研究所　社会教育実践研究センター	80330	531
(公財)千葉県スポーツ協会	80340	532
全教千葉教職員組合	80350	533
(公社)全国スポーツ推進委員連合	80370	535
(一社)日本教育情報化振興会	80380	536
千葉市教育委員会　***（注1参照）***	82010	550
銚子市教育委員会	82020	551
市川市教育委員会	82030	552
船橋市教育委員会	82040	553
館山市教育委員会	82050	554
木更津市教育委員会	82060	555
松戸市教育委員会	82070	556
野田市教育委員会	82080	557
香取市教育委員会	82090	558
茂原市教育委員会	82100	559
成田市教育委員会	82110	560
佐倉市教育委員会	82120	561
東金市教育委員会	82130	562
旭市教育委員会	82150	563
習志野市教育委員会	82160	564
柏市教育委員会	82170	565
勝浦市教育委員会	82180	566
市原市教育委員会	82190	567
市原市	82191	567
流山市教育委員会	82200	568
八千代市教育委員会	82210	569
我孫子市教育委員会	82220	570
鴨川市教育委員会	82230	571
鎌ケ谷市教育委員会	82240	572
君津市教育委員会	82250	573
富津市教育委員会	82260	574
浦安市教育委員会	82270	575
四街道市教育委員会	82280	576
匝瑳市教育委員会	82290	577
袖ケ浦市教育委員会	82300	578
八街市教育委員会	82310	579
酒々井町教育委員会	83050	592
富里市教育委員会	83070	594
白井市教育委員会	83090	596
印西市教育委員会	83100	580
栄町教育委員会	83120	599
神崎町教育委員会	83140	601
多古町教育委員会	83190	606
東庄町教育委員会	83210	608
大網白里市教育委員会	83240	611
九十九里町教育委員会	83250	612
山武市教育委員会	83260	613
横芝光町教育委員会	83300	617
芝山町教育委員会	83310	618
一宮町教育委員会	83320	619
睦沢町教育委員会	83330	620
長生村教育委員会	83340	621
白子町教育委員会	83350	622
長柄町教育委員会	83360	623
長南町教育委員会	83370	624
南房総市教育委員会	83390	626
鋸南町教育委員会	83410	628
大多喜町教育委員会	83480	635
いすみ市教育委員会	83490	636
御宿町教育委員会	83500	637

（注１）平成２９年４月１日以降、道府県から政令指定都市への財源移譲に伴い、千葉市の小・中学校及び特別支援学校の給与支給機関は千葉市に変更されましたが、貸付申込の手続きは従前通りとします。

①貸付申込書の所属所コード欄には、従前の所属所コードを記入してください。

②貸付申込書の給与支給機関コード欄には「５５０」を記入してください。

③各所属所から直接、千葉支部に書類を提出してください（千葉市教育委員会の公印は不要です）。

（注２）本表のコードは、当共済組合の貸付システム専用です。他の業務には使用できません。